

令和8（2026）年6月採用 柏崎市総合企画部元気発信課 産休代替非常勤職員募集要項

令和8（2026）年4月
柏崎市総合企画部元気発信課

●市役所の本庁で勤務する産休代替非常勤職員を募集します。

受付期間	令和8（2026）年4月15日（水）から5月11日（月）まで
試験日	令和8（2026）年5月20日（水）

※ 応募多数の場合、受付を早く打ち切ることがあります。

1 採用職種・採用予定人員等

職種	人員	勤務場所等
事務補助	1人	柏崎市役所1階 元気発信課

2 勤務期間

令和8（2026）年6月18日から令和9（2027）年3月31日まで

ただし、任用期間満了後、勤務成績が良好であり、かつ、業務上必要がある場合は、育休取得非常勤職員が復帰するまでの期間（令和9年7月下旬頃）で再度任用される場合があります。

3 受験資格

- 年齢、性別、学歴は問いません。
- パソコンのワード・エクセルで表やグラフを使った文書作成ができる人。
- 市の臨時的任用職員または非常勤職員として5年間以上勤務した人であっても、応募することが可能です。

4 勤務時間・報酬等

- 勤務日 原則、毎週月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始を除く）
休日出勤をお願いすることもあります。（年3日程度）
- 勤務時間 午前8時30分から午後4時30分まで（休憩時間…この時間内の60分間）
- 業務内容
 - 窓口対応（U・Iターン情報ステーション）
 - ふるさと納税ポータルサイト更新作業の補助
 - SNS等での情報発信やPRチラシ作成の補助
- 報酬 月額153,700円
 - ア 報酬は、勤務した月の翌月の21日（その日が土曜日、日曜日、祝日のいずれかの場合は、直前の平日）に支給
 - イ 勤務実態に応じて時間外割増賃金を支給
 - ウ 欠勤した場合は、勤務日数に応じ、欠勤分を差し引いて支給
- 期末手当 非常勤職員には、年間1.0月を6月と12月にそれぞれ0.5月ずつ支給
ただし、本募集における勤務期間では6月分の支給はありません。
12月分は任用期日以降の勤務実績について支給します。

- (6) 勤勉手当 非常勤職員には、年間1.0月を6月と12月にそれぞれ0.5月ずつ支給
ただし、本募集における勤務期間では6月分の支給はありません。
12月分は任用期日以降の勤務実績について支給します。
- (7) 費用弁償 通勤距離が片道2km以上で、自動車または自転車で通勤する場合に、通勤に係る
費用弁償を支給（支給額は通勤距離により異なる）
- (8) 休 暇 年次有給休暇は、任用開始時に11日付与
- (9) 社会保険 健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入
- (10) その他 非常勤職員は、常勤職員と同様、次のような行為は禁止されています。
ア 職員として信用を傷つけ、または不名誉な行為をすること
イ 職務上知り得た秘密を漏らすこと
ウ 政治的団体に関与して一定の行為をすること
エ 許可なく公務以外の営利を目的とする事業を営むこと
オ 許可なく報酬を得て何らかの事業または事務に従事すること 等

5 試験の日時・方法等

日時	試験会場	試験方法
令和8（2026）年5月20日（水） 午前10時00分から正午まで	柏崎市役所 4-3会議室	面接試験

- ・ 面接時間は1人15分程度。面接時刻は、応募書類受付後に別途お知らせします。
- ・ 面接開始時刻5分前までに、市役所1階元気発信課（12番窓口）にお越しください。または、総合案内の職員に声をかけてください。

6 受験手続

(1) 申込方法

次の書類を、柏崎市総合企画部元気発信課移住定住促進係に持参または郵送

- ・ 別紙「指定履歴書」
- ※ 必要事項を記入し、写真を貼付
- ※ 柏崎市ホームページからダウンロード可

(2) 受付期間及び時間

- ・ 期 間 令和8（2026）年4月15日（水）から5月11日（月）まで
- ・ 時 間 午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）
- ※ 応募多数の場合、応募受付を早く打ち切ることがあります。

(3) 提出書類に不備があるものは受け付けできません。また、提出書類はお返ししません。

7 選考結果の通知（内定通知等）

面接試験日から7日以内に本人に郵送

【本募集についての問い合わせ先】

柏崎市総合企画部元気発信課移住定住促進係 永田
〒945-8511 柏崎市日石町2番1号
電 話：0257-47-7333（直通）
E-mail：hasshin@city.kashiwazaki.lg.jp